

**国名:カンボジア**

	項目	内容
1)	EPAs/FTAs	<p>(1) 日本アセアン包括的経済連携協定(AJCEP)(2010年1月1日発効)  (2) アセアン物品貿易協定(ATIGA)(2011年4月30日発効)  (3) アセアン・中国自由貿易協定(ACFTA)(2008年9月22日発効)  (4) アセアン・韓国自由貿易協定(AKFTA)(2008年2月6日発効)  (5) アセアン・インド自由貿易協定(AIFTA)(2011年7月15日発効)  (6) アセアン・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定(AANZFTA)(2011年1月5日発効)  (7) アセアン・香港自由貿易協定(AHKFTA)(2019年6月11日発効)  (8) 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定(カンボジア及び他14加盟国)(2022年1月1日発効)</p> <p><b>当局の情報源</b></p> <p>(1) 2009年12月30日付け経済財政省 Prakas No.1376<sup>1</sup>  (2) 2011年3月31日付けの経済財政省 Prakas No.288  (3) 2008年8月22日付けの経済財政省 Prakas No.645  (4) 2011年6月15日付けの経済財政省 Prakas No.389  (5) 2010年12月29日付けの経済財政省 Prakas No.1199  (6) 2022年2月3日付けの経済財政省 Prakas No.584</p>
2)	発給機関	<p><b>輸出の場合</b></p> <p>商業省輸出入局( Import &amp; Export Department of the Ministry of Commerce)が、輸入国における特惠関税適用のための原産地証明書発行権限を有する唯一の機関。</p> <p><b>輸入の場合</b></p> <p>経済財政省の関税物品税総合局  (General Department of Customs &amp; Excise of the Ministry of Economy and Finance)がカンボジアへの輸入における特惠関税適用のための原産地証明書の承認権限を有する唯一の機関。</p>
3)	発給手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>- Form A: KHR 216,000</li> <li>- Form N: KHR 142,000</li> </ul>
4)	必要書類／申請手順	<p><b>必要書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- アセアン自己証明フォーム(ASEAN-Wide Self Certification form :AWSC)</li> <li>- 商業省輸出登録書</li> <li>- 商業省輸入登録書</li> <li>- 現行特許税証明書</li> <li>- 輸入ライセンス(規制品リストに該当する貨物の場合)</li> <li>- 輸入貨物の原価明細</li> </ul>

<sup>1</sup> <https://api.customs.gov.kh/wp-content/uploads/2015/11/4-PRAKAS-AJCEP-Schedule-in-KH.pdf>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>- 書類署名権限者任命の委任状</li> <li>- アセアンフレームワークにおける貨物原産地申告に関するコンプライアンスレポート</li> <li>- インボイス</li> <li>- パッキングリスト</li> <li>- 原価明細</li> <li>- 商業省の輸出申告書</li> <li>- 輸入国の原産地規則上必要なその他書類</li> </ul> <p><b>原産地証明書の発行手続き</b></p> <p>輸出者は、ウェブ上の口座登録が必要(<a href="http://officer.co.moc.gov.kh">officer.co.moc.gov.kh</a>)。登録後、サイトへのアクセス権限が付与される前に、口座有効化用 E メールが口座登録したアドレスに送付される。有効化後、輸出者は、サイト上輸出者に付与された全機能にアクセスできる。</p> <p><b>ステップ 1: 輸出登録手続き</b></p> <p>口座有効化のための登録。</p> <p><b>ステップ 2: 申請の流れ</b></p> <p>輸出者は、新規会社登録のため、商業省承認用の申請書を提出する。申請書提出後、申請料を納付(申請料が必要な場合)。納付後、承認又は却下の判断が下される。承認されれば、効力発生。</p> <p><b>ステップ 3: 原産地証明書の流れ</b></p> <p>漏れ無き原産地証明書を商業省に提出し、最終承認を受ける。</p> <p><b>ステップ 4: 原産地証明書申請</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-透かし入り原産地証明書プレビュー(Preview CO w/watermark)を印刷する。</li> <li>-透かし入り承認済み原産地証明書(approved CO watermark)を印刷する。</li> </ul>
5)	電子ファイル提出	商業省がオンライン上で申請を許可したら、輸出者は透かし入り承認済み原産地証明書をシステム上で印刷することが可能。
6)	遡及発給	<p><b>2017年8月12日付け商業省告示 3790号に基づく</b></p> <p>関連政府当局は、輸出品が原産地規則上の加盟国で原産されたとみなされる場合、輸出時又はその直後に、輸出加盟国の原産地証明書を発行しなければならない。</p> <p>原産地証明書が、輸出時又は輸出直後に故意なきミスや記載漏れ、その他正当な理由により発行されない場合、原産地証明書は遡及的に発給可能である。ただし、出荷日(date of shipment)より1年以内でなければならない。</p>

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりペーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023年3月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。

	遡及発給原産地証明書の適用可能性	原産地証明書は、出荷日から12か月以内であれば、輸出国の法令に基づき遡及発行される。この場合、「Issued Retroactively」欄にチェックを入れる必要がある。貨物に特惠関税の適用を希望する貨物輸入者は、輸入国の関税当局に、遡及発効された原産地証明書を提出できる。遡及発効された原産地証明書は、第3欄に出荷日を示す。
7)	再発給	原産地証明書が、故意なきミスや記載漏れ又は正当な理由により発行されなかった場合、原産地証明書は、出荷日から1年以内であれば遡及発行可能。
8)	第三国インボイス	<p>第三国インボイス(Third Country Invoicing :TCI)は、特惠原産地証明書が付され、輸入国の通関で利用されたインボイスが、輸出国で発行されたものではなく、同一 FTA の加盟国とは限らない別の国で発行されたものである場合に関するものである。一般に、FTA によっては、TCI は第三国インボイスと言及される。</p> <p>このような場合、特惠原産地証明書の申請者は、特惠原産地証明書の第三国が発行したインボイスの詳細を示さなければならない。</p> <p>第三国インボイスは、FTA 相手国により認められる。第三国がインボイスを発行する場合、「第三国インボイス」欄にチェックを入れるべきであり、インボイス発行会社の名前と国に関する情報を記入しなければならない。</p>
9)	連続する原産地証明書 (Back-to-back certificate of origin)	連続する原産地証明書手続きは、全ての FTA で利用可能である。フォームには、「連続する原産地証明書」欄にチェックを入れる必要がある。
10)	非加工証明書	現行 FTA では、非加工証明書の発行は不可。
11)	累積必要書類	<p>別の加盟国で特惠関税対象の完成品の原材料として使用される加盟国原産の貨物は、完成品の作業や加工が行われる方の加盟国の原産とみなされる。</p> <p>加盟国原産の貨物を別の加盟国で完成品の材料として使用する場合、「累積」欄にチェックを入れる必要がある。</p>

調査日(確認日):2023年3月21日